共

最低賃金を速やかに時給1,500円以上に引き上げること等に関する意見書(案)

厚生労働省の毎月勤労統計調査によると、実質賃金は令和４年から令和６年まで３年連続でマイナスとなり、令和７年に入ってからも３か月連続でマイナスとなっている。年間の実質賃金は、ピーク時の平成８年から約３０年間で７４万円も減少しており、賃上げが物価上昇に追い付いていない。

また、令和７年４月に公表された帝国データバンクの価格改定動向調査によると、令和７年通年の飲食料品値上げは同年１０月までの公表分で累計１万4,409品目に上り、前年実績を既に上回っている。いわゆるトランプ関税の影響も懸念されており、今後も値上げラッシュは続くとみられ、物価上昇に歯止めが掛からない状況である。

現在の都の最低賃金は時給1,163円であり、１か月フルタイムで働いても１９万円程度、手取りで１５万円程度にしかならない。２３区の単身世帯用住居の家賃は平均で１０万円程度となっており、現在の最低賃金では人間らしい暮らしを送ることが難しい状況となっている。

一方、アベノミクス以降、大企業は巨額の利益を上げ続けながらも、その利益を賃上げや設備投資に回さず、内部留保を200兆円も積み増した。その結果、大企業の労働分配率は、この約３０年間で６０％から４５％程度まで下がり、過去最低となった。令和５年度末までに539兆円にも膨れ上がった内部留保は、本来、労働者の賃上げに回すべきである。

最低賃金の引上げについて、石破首相は2020年代に全国平均1,500円という考えを示したが、実現が５年後であるとすれば、余りにも遅すぎる。

物価上昇から暮らしを守るためには、最低賃金の大幅な引上げが不可欠である。そのためには、中小企業・小規模企業者への直接支援が欠かせない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

１　最低賃金を、速やかに時給1,500円以上に引き上げること。

２　最低賃金の地域格差を解消すること。

３　労働者の生活実態に即した最低生計費についての調査を行い、毎年の最低賃金に関する議論に反映させること。

４　中小企業・小規模企業者の賃上げのため、社会保険料の事業主負担の軽減などの支援を強化すること。

５　中小企業・小規模企業者が賃上げのために必要な価格転嫁を実施できるよう、大企業による優越的地位を濫用した不当な取引、いわゆる下請いじめを厳しく規制すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年６月　　日

東京都議会議長　　増子　ひろき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
宛て